

水戸基署発 1121 第 1 号
令和 4 年 11 月 21 日

関係団体の長 殿

水戸労働基準監督署長

令和 4 年度「水戸地区年末年始無災害運動」の推進について

立冬の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、労働災害の防止について、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内（水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、笠間市、茨城町、大洗町、城里町、大子町及び東海村）における休業 4 日以上
の死傷災害は、本年 10 月末現在で 512 件（速報値、新型コロナウイルス感染症によるものを除く。）発生しています。これは、前年同期と比べ 4 件（0.7%）増加でありほぼ横ばいですが、別紙のとおり 9 名もの尊い人命が失われており、極めて憂慮すべき事態となっています。

こうした状況を踏まえ、年末年始の繁忙期における労働災害防止を徹底し、関係者全員が明るい新年を迎えられるよう、下記により「水戸地区年末年始無災害運動」を実施することといたしました。

つきましては、本運動の推進にご協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 趣旨

中央労働災害防止協会が主唱する令和 4 年度年末年始無災害運動（後援：厚生労働省）に連携した取組として、関係団体、事業者、労働者及び関係機関が協力して「水戸地区年末年始無災害運動」を実施する。特に、水戸署管内では死亡災害が大幅に増加していることから、職場に危険な箇所、作業がないか、安全点検、安全パトロール等の集中的な取組を行い、本運動を推進する。

2 集中取組期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 1 月 15 日まで

3 運動標語

「みんなの願い！行く年来る年 無災害」

4 特に実施をお願いしたい事項

(1) 関係団体

団体の長による年末年始期の安全衛生方針の決意表明
集中取組期間における自主的な安全パトロールの実施
傘下会員に対する指導、援助

(2) 会員（各事業場）

事業主による年末年始期の安全衛生方針の決意表明
集中取組期間における安全点検、安全パトロール等の実施

(3) 年末年始における非定常作業（大掃除、機械の運転停止・再稼働等）の災害防止対策の徹底

年末に実施する動力機械の大掃除等は、機械の運転を停止してから行うことを徹底すること。また、非定常作業を含む作業の災害防止には「職長等」の果たす役割が極めて大きいと考えられ、職長等の配置されている職場においては、労働者の安全な作業の実施について、職長等が直接指導、監督を行う。（別添リーフレット「職長等のみなさまへ」を参照）

5 その他

(1) 交通労働災害防止対策の推進（別添リーフレット「交通労働災害を防止しましょう！！」を用いた周知、啓発）

(2) 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えたリーフレットの活用